(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 24日

都道府県知事 (市長) 大 西 秀 人 殿

提出者

住 所 高松市新田町乙8番地 氏 名 独立行政法人国立病院機構 高松医療センター 院 長 市原 典子 電話番号 087-841-2146

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事	業場の名称	独立行政法人国立病院機構高松医療センター
事	業場の所在地	高松市新田町乙8番地
計	画期間	令和7年4月1日~令和8年3月31日
当詞	亥事業場において現に行っ	っている事業に関する事項
	①事業の種類	医療業
	②事業の規模	診療科 1 4 科 病床数 2 3 2 床
	③ 従 業 員 数	243名(令和7年度4月1日現在)
	④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	使用済み(特別管理産業廃棄物) (株)衛生センター(収集運搬・中間処理(焼却)) (株)環境クリーン(最終処分(埋立)

(日本産業規格 A列4番)

特別	特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項					
	(管理体制図)					
	特別管理産業廃棄物管理責任者(院長)					
		院 内成绩	 P対策委員会			
		1961 1967				
		ΙC	T委員会			
特品		抑制に関する事項				
19.2	16亿层水ル水内。5万口。5、	【前年度(6	在 由 と まま と			
		特別管理産業廃棄物の種類				
	① 現状	排出量		t		
		(これまでに実施した取組) ・一般産業廃棄物と感染性産業廃棄物び分別が適正に行われるよう				
		・一				
		【目標】				
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物			
		排 出 量	99 t	t		
		(今後実施する予	定の取組)			
	②計画		と感染性産業廃棄物の分別	川が適正に行われるよう		
		周知する				
⊭⊹□	佐田立米成玄県の八四三	明子で東京				
符5	川管理産業廃棄物の分別に	I	別管理産業廃棄物の種類	ひょくしという 目が カン ボックロノ		
	(D. t. H. 1. l)		別官理座乗廃来物の種類 み、缶、ペットボトル等)			
	①現状 産業廃棄物(廃プラスチック等)					
		感染性廃棄物	感染性廃棄物			

②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記と変更なし

(第3面)

到	行う特別管理産業廃棄	物の再生利用に関する	事項	
	①現状	【前年度(年度	度) 実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した	こ取組)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う	*	t
	②計画	特別管理産業廃棄物の量	N T	
		(今後実施する予定の 	ク取組)	
	行う特別管理産業廃棄	物の中間処理に関する	事項	
	①現状	【前年度(年度)	芝)実績 】	
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した	上取組)	
	② 計画	【目標】		
	②計画	特別管理産業廃棄物の種類		

自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)		

(第4面)					
Bら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項					
	①現状	【前年度(年度	度) 実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類			
		自ら埋立処分 を行った 株別管理産業廃棄物の量	t	t	
		(これまでに実施した	上取組)		
		【目標】			
		特別管理産業廃棄物の種類			
	②計画	自ら埋立処分を行う	6	t	
		特別管理産業廃棄物の量) 版知)		
		「一後天肥りる」たり	ノ 4 又 於丘 /		
特別	別管理産業廃棄物の処理	の委託に関する事項			
		【前年度(6年	度)実績】		
	① 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物		
		全処理委託量	95 t	t	
		優良認定処理業者への 処理委託量	95 t	t	
		再生利用業者への 処理委託量	t	t	
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	

	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した	できるように入札等に参	◇加条件を示し、適正な

(第5面)

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		全処理委託量	99 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	99 t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定のこれまで同様に入札の)取組))参加条件を示し、優良な	な業者の選定を行う。
		【前年度(6 年	度)実績】	
電子情報処理組織の使用に関する事項		特別管理産業房 排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物	量	95 t
		(今後実施する予定の 前年度に引き続き電子)取組) ニマニュフェストを使用。	
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成 工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規 模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。) を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する 取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。